

管内交通事故図の作成及び活用について（概要）

（平成30年12月20日 鹿交企第181号）

本通達は、交通事故分析資料を有効活用し、効果的な交通事故防止対策を立案するために、交通事故分析上必要な管内交通事故図の作成及び活用要領について定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 趣旨
- 管内交通事故図の作成要領
- 管内交通事故図の活用

等である。